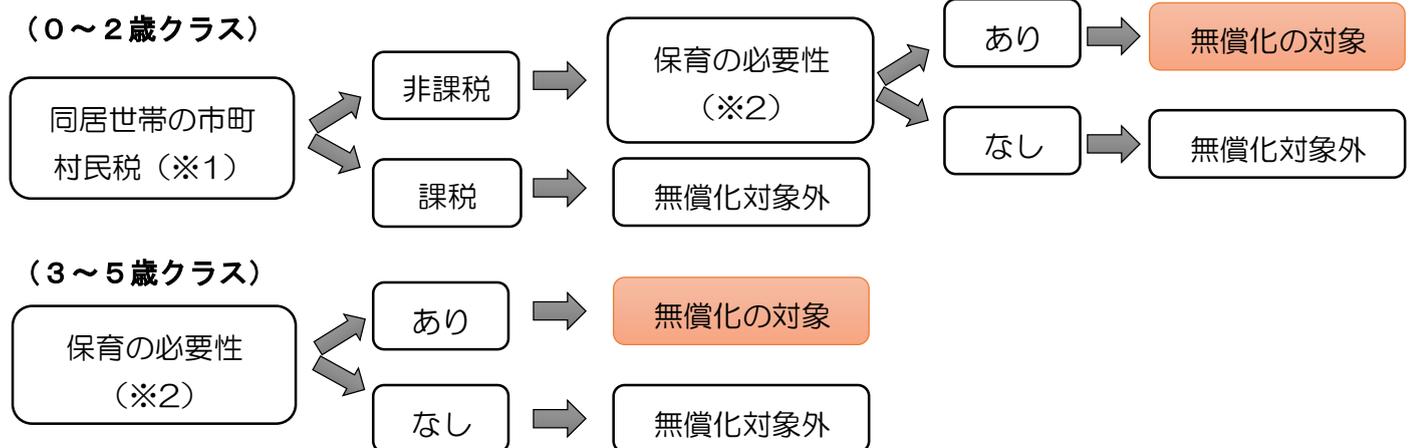


認可保育所の一時預かり保育利用に係る幼児教育・保育無償化に関する各種手続きについて

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行により、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。

一時預かり保育の利用料について、無償化の対象となるためには、予め「保育の必要性の認定」を受けるなどの事務手続きが必要となりますので、下記を参考に円滑な事務手続きにご協力いただきますようお願いいたします。

○無償化対象判断フロー



※1 9月以降に認定を受ける場合は現年度の課税、8月以前に認定を受ける場合には前年度の課税を確認してください。

※2 2ページにある保育必要事由の有無により判断します。

○その他

園で提供される食事に係る食材料費は、給食費として別途負担していただきます。
(3～5歳児クラスのみ)

施設等利用給付認定について

<対象者>

子どもが次のいずれかに該当し、保護者（～64歳）のいずれの方も、下表の理由で家庭での保育ができない場合、施設等利用給付認定を受けることができます。

■認定希望日時点で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日にある（新2号認定）

■認定希望日時点で、満3歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にあり、市町村民税非課税世帯である（新3号認定）

※保護者（父母）の市町村民税が非課税であっても、同居されている祖父母が課税されている場合、市町村民税非課税世帯とならない場合があります。詳しくは市役所保育課までお問合せください。

※新3号認定から新2号認定へ変更するための手続きはありません。

保育必要事由	具体的な保護者の保育必要事由	認定期間
就 労	自宅外で仕事をしている場合又は自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合 【基準】毎月60時間以上	認定希望開始月の初日から子どもの小学校就学前日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の8週間前の属する月初日以降から出産日の8週間後の属する月末日以前まで
保護者の疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	認定希望開始月の初日から医師等の作成した診断書に記載されている期間（最長1年、初回申請した年度以外は毎年11月更新）
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居親族等があり、保護者が常時（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）介護又は看護にあっている場合 ※病院への送迎等は該当しません。	認定希望開始月の初日から左の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあっている場合	認定希望開始月の初日から在学証明書等に記載されている期間（最長1年、初年度以外は毎年5月更新）
就 学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること、又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けている場合（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている終了期間の前月末日（育児休業終了日が末日の場合は当月末日）まで
保護者の育児休業	育児休業取得時に3歳児以上の児童で、施設を利用しており継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰をし保育が必要となる場合 ※0歳児から2歳児までは対象となりません。	

※就労する予定の場合（求職活動）も申込可能ですが、認定後3か月以内（妊娠・出産認定後は1か月以内）に就労を開始し、就労証明書を提出されない場合、以後の継続認定は認められません。

※「リフレッシュ」による利用の場合、対象となりません。（すでに認可外保育施設などの他施設の利用により施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）を受けている場合は対象）

※年度更新登録（毎年3月頃実施）の際、保育の必要性を確認するため、各種証明の提出をお願いしております。

<認定申請手続き>

申請期限までに以下の書類(1),(2)を利用施設へ提出してください。

<申請期限>

認定開始希望月の前月 25 日まで

<提出書類>

- (1)子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)
- (2)各種証明書等

以下のとおり各種証明書と添付書類を合わせて提出してください。

■就労→就労証明(申告)書又は、内職・農業証明書

■育児休業→育児休業の通知の写し(育児休業等状況書)

■就労、育児休業、求職活動以外→就労外申立書+下表の添付書類

■求職活動→就労予定申立書

※各種証明書等は、同居の保護者(父及び母)分の提出が必要となります。父母の保育必要期間を比べて期間の短い方の事由による認定となります。

※ひとり親家庭の場合、父母問わず、認定基準に応じた証明が必要となります。

※不明な点等があった場合は、職場へ訪問、確認させていただくことがあります。

<証明提出書類一覧>

認定基準		各種証明者及び添付書類
就労	外勤	就労証明(申告)書
	個人営業	就労証明(申告)書+確定申告書の写し又は開業届の写し
	内職・農業	内職・農業証明書
妊娠・出産		就労外申立書+母子健康手帳の写し
保護者の疾病・障がい		就労外申立書+医師等の作成した診断書等 (内容によっては認定がされない場合があります。)
同居親族等の介護・看護		
災害復旧		就労外申立書+罹災(りさい)証明書
就学		就労外申立書+在学証明書+カリキュラム
保護者の育児休業		育児休業の通知の写し(育児休業等状況書)
求職活動		就労予定申立書・証明書

※各証明書は、証明日が認定開始希望日の2か月前以降のものが有効です。

※保護者の疾病・障がい又は同居親族等の介護・看護で、診断書に具体的な期間の記載がない場合、3月31日までを認定期間とします。

※月の途中から認定を変更することはできません(求職活動中の方で就労が決まった場合など)。認定内容は変更申請された翌月以降からの変更となります。

※就労先を変更した場合は新しい就労先の就労証明書を提出してください。

※書類の訂正がある箇所は、記入をした方の訂正印で訂正してください。

※認定期間が就学まで以外の場合は、認定期間終了日に注意してください。認定期間が終了した場合、それ以降の利用費の給付を受けることができません。

※保育の必要理由を変更・喪失する場合、申請書(様式1)を必ず提出してください。

利用費給付の流れについて

<支給額>

- (1)月額利用料のうち上限 3.7 万円（3～5歳児クラスに在籍の児童）
- (2)月額利用料のうち上限 4.2 万円（0～2歳児クラスに在籍の非課税世帯の児童）

- ①1日あたりの利用料 2,000 円×利用日数
 - ②月額利用料の上限額(1)または(2)
- ①と②を比べて小さい方が1か月あたりの支給額となります。
※生活保護世帯については、利用料が0円であるため、支給はありません。

<給付請求>

年4回の提出期限までに「施設等利用費請求書（様式3）」に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書（様式4）」を添付して、岡崎市役所保育課へ提出してください。

<提出期限>

- 提出期限①・・・2月10日まで 提出期限②・・・5月10日まで
提出期限③・・・8月10日まで 提出期限④・・・11月10日まで

- ※提出期限が市役所閉庁日（土・日・祝）の場合、直前の市役所開庁日が提出期限となります。
- ※請求期限から2か月以内を目途に指定された銀行口座へ対象期間の給付費を入金いたします。
- ※請求書（様式3）の請求金額を訂正することはできません。
- ※上限額の範囲において、他の施設でのサービス利用も併用可能です。請求の際は、1枚の請求書（様式3）に利用しているすべての施設の領収書兼支援提供証明書（様式4）を添付してください。
- ※当該利用月の保育料が各納付期限までに納入されない場合、給付請求はできません。

世帯課税状況について（0～2歳児クラスのみ対象）

認定申請時に保護者及び同居する祖父母の書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 認定希望日の前年（認定希望日が9月～12月は当年）の1月1日以前から岡崎市に住民登録がある方
→書類の提出は不要です。
- (2) 認定希望日の前年（認定希望日が9月～12月は当年）の1月2日以降に岡崎市に転入された方
 - ア 認定希望日の前年（認定希望日が9月～12月は当年）1月1日現在の住所が国内在住の方
当年度の市民税の所得割額が分かる書類を提出
例1）市町村民税課税証明書（※控除内容の記載があるもの）
例2）市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
 - イ 認定希望日の前年（認定希望日が9月～12月は当年）1月1日現在の住所が国外の方
自己申述書（様式は市役所保育課でお渡しいたします。）

※毎年9月に課税状況の対象年度を更新します。その結果、市町村民税非課税世帯でなくなる場合、施設等給付認定（新3号認定）は取消しとなります。

申請内容変更の手続き

次の事項に該当する場合等は、速やかに届出をしてください。（施設利用費の給付に係ることについては書類を提出された翌月からの変更となります。届出のない場合、施設利用費を遡って給付することはできません。ただし、無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていない場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。）

市内で転居した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(住所変更)
市外へ転出した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(その他) 利用料の給付を引き続き希望する場合、転出先の市町村で新たに保育必要認定を受ける必要があります。
家庭状況に変更があった場合 (出産・死亡・結婚・離婚等)	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(世帯員等)
修正申告等により市町村民税額が 変更した場合(0~2歳児クラス 対象)	非課税世帯でなくなり、無償化の対象から外れる場合、「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(その他・認定喪失)
認定期間中に保育を必要とする理由が 変更となった場合(求職活動から就労へ 変更等)	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」と各種証明書等(3ページ)を提出 (保育を必要な理由)
認定期間中に退職などの理由で保育の 必要性を喪失した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(その他・認定喪失)
認定期間中に施設を退所又は他施設を 利用開始した場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(利用施設・その他)
認可保育所や企業主導型保育所を利用し、 新たに保育を必要とする認定を受ける 場合	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」を提出(その他・認定喪失)
認定期間を満了したが、引続き保育を 必要とする理由を有する場合(妊娠・ 出産認定から育児休業認定へ変更、 育児休業認定の延長等)	「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(様式1)」と各種証明書等(3ページ)を提出 (保育を必要な理由) ※卒園の場合は手続き不要です。